

みやき町豆津地区廃棄物処分業務委託

仕 様 書

佐 賀 東 部 水 道 企 業 団

## 第1章 総則

### 1-1. 目的

本廃棄物処理業務委託（以下、「業務委託」という。）は、佐賀東部水道企業団（以下「甲」という。）の所有地（みやき町豆津地区）内に投棄された廃棄物を適切に運搬及び処分することを委託するものである。

### 1-2. 業務委託名称等

- 1) 業務委託名称 みやき町豆津地区廃棄物処分業務委託
- 2) 業務委託場所 三養基郡みやき町大字江口3582-2
- 3) 業務委託期間 契約日から令和5年3月15日

### 1-3. 法令等の遵守

請負者（以下、「乙」という。）は、処分作業に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。

「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、廃棄物処理法、水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

### 1-4. 産業廃棄物収集、運搬時の事故

産業廃棄物の収集、運搬時の事故において、事故後の措置、修復は乙が行うこととし、かかる費用はすべて乙が負担するものとする。

### 1-5. 車両及び重機類の整備、管理

車両及び重機類からの油等の流出を防止するため整備、管理を行うこと。

### 1-6. 疑義に関する協議

本仕様書に明示していない事項又は不明な点もしくは、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### 1-7. 安全対策

乙は危険が予想される箇所では安全に留意し事故、災害の防止に努めるものとする。

### 1-8. 業務報告書

乙は本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、甲の行う検査を受けるものとする。

## 第2章 産業廃棄物処分業務

### 2-1. 種類

管理型混合物（瓦、スレート、雑草等、）

### 2-2. 概算排出量

50 m<sup>3</sup>

※数量は概算であり変動する。なお、処分の際にフレコンパックに入れて搬出する必要がある場合は、フレコンパックを準備すること。

## 2-4. 業務内容

### 1) 立会

乙は作業着手前に産廃量確認のため甲の立会を受けるものとし、完了後においても同様とする。

### 2) 工程管理

産業廃棄物の運搬及び処理を行う際は、甲の別途発注する工事と工程を協議のうえ着手すること。また、乙は次の工程写真及び搬出数量表を甲に提出する。

[工程写真管理]

①処理場荷降ろし前

②処理場荷降ろし作業中

③処理場荷降ろし後

④作業完了

※その他、監督員が指示するもの

[搬出数量表]

ダンプトラック積載量及び台数によって搬出量の算出を行い、確定を行う。

### 3) 作業内容

業務委託場所からダンプトラック（4 t 車）にて産業廃棄物の収集、運搬を行い、処理場への運搬を行う。

### 4) 処分

関係法令等に従い、全量を安全かつ適正に処分すること。

### 5) 産業廃棄物管理票

関係法令等に従い、甲は産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票に必要事項を記入し乙に交付する。乙は産業廃棄物の搬入の都度、回付された産業廃棄物管理票を確認し適正に管理、運用するものとする。乙は車両1台ごとの産業廃棄物管理票の作成も業務に含まれるものとする。